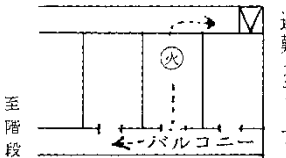
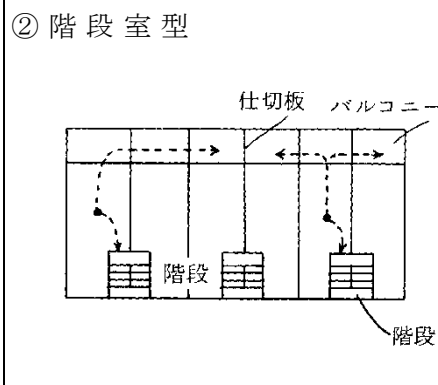
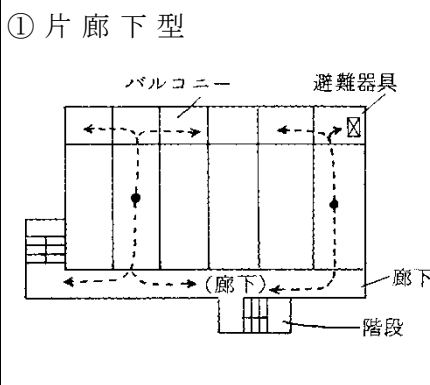


9 避難計画概要（基準階記入）

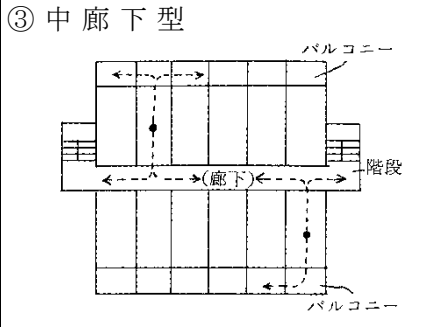
参考
 ・二方向避難とは当該階のあらゆる部分から、二以上の異なる経路により、安全な場所に避難ができることを意味します。次にその例を示します。



避難タラップ
 至階段
 バルコニー



・それぞれの“型”に応じた二方向避難経路を图示してください。



④ その他

○ ○ ○ ○ ○ を実施

※ 当欄で記入できない場合、別図又はパンフレット等を添付してください。

10 その他

- ① 消防用設備等の改修、増改築工事等を行う場合には、事前に消防署と協議し別途、安全対策を樹立するとともに、居住者にも知らせる。
- ② 放火防止対策として、建物内外の整理整頓を行う。
- ③ 留守になる場合は、ベランダの干し物はできるだけ取り込むようにする。
- ④ 消防車両の通行、活動の障害となる駐車は、しない、させない。
- ⑤ 害虫駆除等を行う場合で、火災と紛らわしい煙が出る恐れある製品を使用するときは玄関扉に表示するとともに、消防署に連絡する。
- ⑥ 火災の発生時には、消防隊へ情報提供する。
- ⑦ その他

○ ○ ○ ○ ○ を実施

11 管理組合／自治会等役員・防火担当者

管理組合長	・ 担当任務	氏名	・ 号棟	室・連絡先	—
自治会長	・ 担当任務	氏名	・ 号棟	室・連絡先	—
防火役員	・ 担当任務	氏名	・ 号棟	室・連絡先	—
防火役員	・ 担当任務	氏名	・ 号棟	室・連絡先	—

※当欄で記入できない場合は別紙1を添付してください。

